

[事案 24-98] がん診断給付金支払請求

・平成 24 年 11 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

膀胱癌で入院し手術を受けたが、約款に定める悪性新生物に該当しないことを理由に、がん診断給付金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 3 月、病院に入院し「経尿道的膀胱腫瘍切除術」を受け、病理組織学的検査の結果、「尿路上皮癌 p T a」と診断された。本契約にもとづきがん診断給付金を請求したところ、保険会社からは約款に定める支払事由に該当しないという理由により、支払われなかった。

しかし、以下の理由により支払事由に該当するので、がん診断給付金を支払ってほしい。

- (1) 診断書には、「転移、浸潤、再発を繰り返す特徴がある疾病である」と記載されていることから要件①に該当し、また、診断書には「上皮内癌ではない」と記載されていることから要件②にも該当する。
- (2) 本件疾病について、他社保険会社は、支払対象としている。

<注・・・本契約の保険約款に定める支払要件>

本契約の約款では、ガン診断給付金の支払事由について「被保険者が…保険期間中、…責任開始日以後、別表に定める悪性新生物（以下「ガン」といいます。）に生まれて初めて罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定…されたとき」と規定し、別表では、支払対象となる「悪性新生物」の定義について、「悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内ガン、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除く）」と規定している。

従って、約款上の「悪性新生物」と判断され、ガン診断給付金が支給されるためには、①悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病であること（以下「要件①」という）、②上皮内ガンでないこと（以下「要件②」という）、の両方の要件を満たす必要がある。

<保険会社の主張>

申立人の疾患は、約款上支払事由となる「悪性新生物」に該当せず、がん診断給付金を支払うことはできない。

- (1) 本件疾病は、要件①のみならず要件②にも該当しない。
- (2) 他社の支払状況が本件の支払いの当否に影響しない。

<裁定の概要>

裁定審査会は、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

○要件①の検討

- (1) 診断書によれば、本件疾病の病理組織学的検査の結果は「尿路上皮癌 p T a」と記載されている。
- (2) 膀胱癌取扱規約によれば、「p T a」は「乳頭状非浸潤癌」と説明されている。
- (3) 独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターホームページによると、膀胱癌のタイプを3つに分け、乳頭状非浸潤癌について、「肉眼的に、ちょうどカリフラワーか、いそぎんちゃくのように表面がぶつぶつとなっているかたちをしたがん（乳頭がんともいいます）で、膀胱の内腔に向かって突出しています。しかし、がんの病巣は、膀胱の粘膜にとどまっていることが多く（表在性がん）、転移や浸潤（しんじゅん：がんが周囲に拡がること）をしないものです。」と記載されている。
- (4) その他の医学書またはホームページからも、「T a」が、100%浸潤や転移の可能性がないと言い切れなくても、非浸潤的性質であることが指摘されている。
- (5) 以上の事実から、本件疾病は、乳頭状非浸潤癌であって、悪性腫瘍ではあるものの、転移や浸潤はしないと考えられているものであると判断できるので、「組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられる疾病」には当たらないと解釈でき、要件①を満たさない疾病であると考えられる。
- (6) よって、本件疾病は、要件②を検討するまでもなく、がん診断給付金の支払対象となる悪性新生物には当たらないと判断できる。